平成 23 年 12 月 12 日

各　位

上場会社名　株式会社アマガサ
（ＪＡＳＤＡＱ・コード３０７０）
本社所在地　東京都台東区浅草六丁目 36 番２号
代　表　者　代表取締役社長　天笠　竜蔵
問合せ先　経営企画室長　西山　泰敬
電話番号　(03) 3871-0111（代表）
（URL http://www.amagasa-co.com/）

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定の趣旨は、損失の危険の管理及び反社会的勢力排除に関する基本的事項を本方針に織り込むためであります（変更箇所は下線で示しております）。

記

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、社会倫理・法令・社内規程を遵守するとともに、その精神を重視した適正かつ健全な企業活動を行う。

(2) 「コンプライアンス規程」等諸規程を整備・改定し、社長直轄内部監査室及び社外を含む監査役を選任することにより、問題がある部署の改善と取締役の職務執行に対する監査機能の維持・向上に努める。

(3) コンプライアンスを重要なテーマとして、取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を定時取締役会後に開催し、その委員会において各法令事項等について教育、研修し、社員へのフィードバックに努める。

２．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 稟議書、取締役会等の意思決定に係る情報は、「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、その保存媒体に応じ適切な状態で記録・保存・管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理の基本的事項を「リスク管理基本規程」に定め、同規程に基づき、リスク管理体制を構築する。

(2) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、原則として週３回社長が主宰する「連絡会議」（部長会議）等によりその重要度を評価し、対策を検討する。

(3) 不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害を最小限度に止める体制を整える。

(4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告し、取締役会で定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(5) 企業不祥事が発生した場合、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止に努める。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会において、年次経営計画に基づく各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかを分析し、それを評価することにより事業活動の達成・改善を図る。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとする。同使用人の指揮は監査役が行い、評価、人事異動、給与等の改定は、監査役の同意を得た上で決定することで、取締役からの独立性を確保する。

６．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

(2) 取締役及び使用人は業務または業績に重大な影響を与える事項について、直ちに監査役に報告し監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(3) 監査役の職務執行にあたり監査役が必要と認めた場合は、その他外部の専門家との連携を図れる環境を整える。

７．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査担当者と監査役との連携

内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、連携し監査を有効に行う体制を確保する。

８．反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 「企業倫理指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を取り、一切の関係を遮断すると定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(2) 反社会的勢力排除活動の推進体制は、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、被害防止に向けた体制整備に努める。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

10．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(2) 当社の内部監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が徹底されているか、検証を行う。

以　上